

## 名石浜工業用地分譲・貸付基本方針

### 第1 趣 旨

名石浜工業用地（以下、本団地という）は、本県産業振興及び経済の活性化を図るため、誘致企業及び地域企業等に分譲、貸付を行うことを目的に、以下の事項を定める。

### 第2 分譲・貸付対象業種

製造業及び運輸業とする。（平成5年総務庁告示第60号）  
ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### 第3 対象企業の選定

分譲、貸付を行なう企業は、成長性及び安定性のある企業で、県で適当と認めたものとする。  
ただし、この場合事前に長洲町の意見を聴取するものとする。

### 第4 区画の分割

原則として、区画の分割は行なわないものとする。  
ただし、本団地の環境及び景観形成上支障がなく、分割後の土地が分譲、貸付が可能と認められる場合に限り、区画の分割ができるものとする。

### 第5 分譲価格及び貸付料

#### 1 分譲価格

原価主義とし、用地全体の造成原価をプール計算し、処分時点までの建設利息を加算した価格とする。

#### 2 貸付料

別途定める「名石浜工業用地普通財産貸付要綱」によるものとする。

### 第6 用途の指定

- 1 分譲の場合は、土地引渡しの日から3年以内に操業を開始するものとし、土地引渡しの日から10年間は、指定用途以外の用に供しないものとする。
- 2 貸付けの場合は、貸付開始日から3年以内に操業を開始するものとし、貸付期間満了の日まで指定用途に供しなければならないものとする。

### 第7 公害防止協定

工場建設に先立ち、長洲町が必要とする場合は、進出企業と長洲町で公

害防止協定を締結するものとする。

#### 第9 その他

従前定めた「有明臨海工業用地分譲基本方針」（昭和48年9月10日知事決裁）については、廃止するものとする。

#### 第10 施行日

本基本方針は、平成25年11月12日から施行する。